

都立高校入試における中学校英語スピーキングテストの活用中止
に関する決議（案）

本年11月27日、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）は、都内197か所の会場で中学校英語スピーキングテスト（以下「ESAT-J」という。）を実施した。

ESAT-Jについては、有識者から同年11月21日に事業への公金支出の差止めを求める住民訴訟が提起されたところである。

住民訴訟の原告の主張として、ESAT-Jに対する疑問に対して都教委が説明責任を果たしていないこと、受験者登録の運用が個人情報保護の観点から問題があること、不受験者に与える仮の結果が受験者に合否の逆転等の被害を与える可能性が高いこと等の点が挙げられている。

加えて、生徒の属性によって受験義務に差異があることや、ESAT-Jの運営会社の英語技能テストがESAT-Jに酷似しているために、技能テストの採用自治体と不採用自治体の間に不公平を生じさせるとともに利益相反の疑いがあることなど、公平性・公正性が担保できないような様々な制度上の^{かし}瑕疵が指摘されてきたが、都教委からの説明は不十分である。

ESAT-Jの実施当日においても、都立高校入試では前代未聞のアルバイト試験官によって運営されたこと、指定された試験会場までの距離やアクセス方法のばらつきが生徒によって極めて大きく、生徒の心身や経済的負担に看過できない差が生じていること、会場案内が不足し、案内の電話が時間帯によっては全く通じなかったことなどを始め、その運営にも様々な問題点が生徒や保護者から指摘されている。

中でも、前半組の受験者が回答する声が、待機している後半組の受験者に聞こえていたと多くの会場で指摘されていることは、試験の公平性を全く担保できず、入試の根幹を揺るがしかねない大きな問題である。

よって、東京都議会は、令和5年度東京都立高等学校入学者選抜において、ESAT-Jの結果の活用を中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年12月 日

東 京 都 議 会